



あつま

2021年

秋号

社協だより

発行者

社会福祉法人

厚真町社会福祉協議会

〒059-1601

勇払郡厚真町京町158番地

Tel (0145) 26-7501 Fax (0145) 26-7655

この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。



ふまねっと・かめの会

後列 左より 白澤さん、河口さん、吉岡さん
前列 左より 矢部さん、高木さん、羽根さん

吉田 ストレートな質問ですが「ふまねっと」ってどんなものなのか教えていただけますか？

高木 簡単に言えば介護予防・認知症予防を兼ねた誰にでもできる運動のことです。

吉田 始めたきっかけについてはどうですか？

吉岡 私は義母がデイサービスに通っていたとき、介護予防で「ふまねっと」を取り入れていると聞いたんです。当時は「ふまねっと」について、私はよく分かっていなく介護予防＝「ふまねっと？」みたいな…半信半疑の部分もありましたが、その後興味を持ち始め「ふまねっと」の講習に通い始めたことがきっかけですね。

吉田 受講すると何か資格みたいのが取得されるのですか？

矢部 受講することでサポーターの資格が得られるんですよ。実は「ふまねっと」ってサポーターの資格を持っていないと、教えることはできないんです。また、高齢者の社会参加や生きがいのための社会的課題の解決にも繋がっています。自分自身の生きがいのづくりにもなると感じて現在に至ってるかな…

河口 私もそうです。参加して下さる高齢者の方からも教わることも多くて、自分より年上の方が頑張っている姿を見ると、私も頑張らなきゃと励まされますよ！

羽根 コミュニティの要素も結構多いですね。

吉田 そうなんですね、ふまねっと運動自体の効果として見えた部分はありますか？

矢部 もちろん顕著に表れている方はいらっしゃいますよ。手と足でそれぞれの動きのリズムがあるんですけど、以前はバラバラな動きだったのが、現在はゆっくりながらもバランスよくできているとか。

吉田 ゆくゆくはスムーズにできると良いですね。

全員 違います！

高木 一歩、二歩と足をネットに沿って前に出したあと、次にどちらの足を前に出すのかをルールに従い頭で考えながら動作することが大事です。

吉田 要するに、頭と体をリンクさせて体を動かすということですね。なるほど、認知症予防というのはそういうことからきているんですね。

羽根 そうなんです。敷かれているネットは歩く際の目印みたいなものです。

吉田 現在、サポーターないし参加者の募集はしているのですか？

高木 サポーターを希望されている方は講習を受けなければならないけど、すでにサポーターの資格を持っていて、私たちと一緒に頑張りたいと思っている方や参加してみたいという方も大歓迎ですので連絡いただければと思います。参加者として楽しまれている方でも、教える立場であるサポーターになりたいって人もいるかもしれませんよね。



2016年より活動を始める。

現在は7名のサポーターで参加者の健康・生きがいのづくりを支えている。

開催日：毎週火曜日 厚南会館 (10:00～11:30)

お問合せ：ふまねっと・かめの会

代表 高木慶子 電話 0145-28-3613

☆第5期地域福祉実践計画の策定について☆

☆地域福祉実践計画の素案づくりへ☆

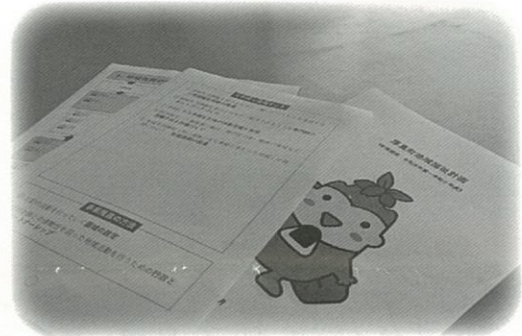
○内部での検討を重ねて

地域福祉実践計画策定については、職員で構成する策定室内を中心に進めてきました。会議や打ち合わせはこれまでに20回以上を重ね、外部専門家のアドバイスをもとに、前期計画の評価、職員アンケートなどを踏まえた課題などを一通り整理しました。

新たな計画に盛り込む課題や目標を5つの大きな柱にまとめ、それぞれに社協の各事業や取り組みを位置付けて、少しずつ計画の枠組みのイメージが見えてきました。

新しい計画には地域福祉を取り巻く法律や制度への対応はもちろん、SDGs（持続可能な開発目標）を始め、BCP（事業継続計画）に対する取り組みなど、社会的責任拡大やガバナンス向上の視点も計画に盛り込む必要があり、あらためて関連施策などを学習しながら作業を進めています。

「新しい計画には評価がしやすい内容で」と策定室では理解しやすい計画づくりを目指し、具体的な素案をまとめていく方針です。まだまだ策定室内の作業も残っていますが、これだけでは計画にはなりません。今後は役場各部署や福祉関係団体等との調整、住民ヒアリングなどを重ね、素案内容を磨きながら計画へとまとめていくことになります。



～あなたの勇気が大切な家族を守る～
私たちでつくろう、開かれた社会へ

暴力 だけではありません！！

心理的虐待

叱りつけるなどの著しい暴言。
拒絶的な対応。

性的虐待

本人が嫌がるような性的な
嫌がらせをする。
強要する。

身体的虐待

暴行を加える。外傷を生じ
るおそれのあるものも含む。

経済的虐待

年金・財産などを勝手に使
い込む。不当に処分する。

介護放棄

劣悪な環境で放置。
衰弱させるような減食。
養護（介護）者の怠慢。



高齢者虐待

発見・連絡・相談の際は
厚真町地域包括支援センター
0145-29-7407
相談者・通報者の秘密は守られます。

社協とは？

社会福祉協議会の事業

VOL.2

？



社会福祉協議会がおこなっている事業を紹介します。

今号では**指定訪問介護事業所（ホームヘルパー）**について紹介します。

訪問介護で受けられるサービス

身体介護

排泄介助

トイレへの移動、オムツ交換など



食事介助

配膳、食事姿勢の確保、摂食介助など

専門的調理

流動食及び糖尿病食などの特別食の調理

起床・就寝介助

ベッドからの移動およびベッドへの移動の介助など

入浴介助



手浴・足浴などの部分浴、全身浴の介助など

清拭

清潔保持のための身体拭き

体位変換

体位の変換
安楽な姿勢の確保など

自立支援のための見守り援助

安全を確保しつつ
常時介助できる状態で行う見守り

移乗・移動介助

車椅子への移動の介助
補装具等の確認

整容介助

日常的な身繕いの整え

着衣介助

着替えの準備
手伝い



介護が必要と感じたら
住民課福祉グループ（役場）
（0145-26-7872）
地域包括支援センター（社協）
（0145-29-7407）
に相談してください。

住み慣れた、我が家で安心していつまでも自由に暮らしたい、そんなご利用者・ご家族の願いを支えます。

本人以外のためにすることや日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービス対象外となります。

Staff



左上から
大本清美・松原智美・宮副千栄美
佐々木多恵子・宮坂真知子

一緒に働いてくれる
スタッフ募集中！

指定訪問介護事業所
0145-26-7501

生活援助

衣類の整理・被服の補修

衣類の入れ替え
ボタン付け
などの補修

洗濯

洗濯機・手洗い
による洗濯、洗濯物の
乾燥、取り入れ
収納など



ベッドメイク

利用者のいない
ベッドでのシーツ
などの交換

掃除

居室内や
トイレの掃除、ゴミ
出しなど

買い物

日常品の買い物
品物及び釣銭の確認



一般的な調理配下膳

一般的な食事の
調理・配膳
後片付け

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で 生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の貸し付け（特例貸付）

■緊急小口資金

- ・貸付金額 10～20万円
- ・据置期間 1年以内
- ・返済期間 24ヵ月以内

■総合支援資金

- ・貸付金額 単身世帯・・・月15万以内
2人以上の世帯・月20万以内
- ・貸付期間 原則3ヵ月以内
- ・据置期間 最終貸付日から1年以内
- ・返済期間 10年以内

※いずれも

保証人不要・無金利

となっています。

お問い合わせ先

- ・特例貸付コールセンター

0120-32-1760

- ・厚真町社会福祉協議会

0145-26-7501

○北海道社会福祉協議会のHPから
も内容の詳細が確認できます。



どこに相談したら

いいのかわからない・・・



お仕事や生活上の悩み・不安をお持ちの方々の
ための総合相談窓口です。

※相談内容の秘密は厳守しますので安心して
ご相談ください。

■お問い合わせ先

生活就労サポートセンターいぶり

相談者専用番号：0120-09-0783

Mail：iburi-soudan@roukyou.gr.jp

受付時間：月～金 8時30分～17時30分

住 所 室蘭市中央町 3-5-13
SK室蘭中央ビル6F

電 話 0143-83-7355

FAX 0143-83-7123

北海道胆振東部 地震から3年



- ・3.11希望のひかり
- ・東日本大震災被災地花き生産農家一同
- ・仙台ローズガーデン

上記の方々より東日本大震災の被災地で咲いた花
を送って頂き、各施設へ配布しました。





赤い羽根共同募金



運動期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日

10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました。

この赤い羽根共同募金運動は、民間の社会福祉事業の推進を目的に、各地域で目標額を定め展開をしています。

今年も町内の自治会を通じて各世帯の皆様に対し募金のお願いをしています。

また、各事業所や団体など、様々な機会を通じて募金へのご協力を呼び掛けています。

この活動で集められた募金は、近年全国各地で発生している災害支援活動はもちろんのこと、福祉車両の購入費用助成や全道規模の様々な福祉活動で活用されています。

厚真町内においてもボランティア活動助成をはじめ**ふれあいサロン活動**、自治会で結成されている**たすけあいチームへの活動助成金**など、様々な地域福祉活動に使用されています。

皆様の温かいご理解とご協力をお願いいたします。

スマホからも、募金できます。



【募金のお問い合わせ先】厚真町共同募金委員会（社協内）電話 0145-26-7501

今年も歳末たすけあい運動による

「歳末見舞金贈呈事業」と「おせち料理贈呈事業」 を実施いたします。

今回より、**お受け取りの対象要件**が変更になりました。

これまでお受け取りがあった方もよくお読みの上、ご申請等頂きますよう
ご案内申し上げます。詳しくは**11月の町広報で折込チラシ**を
配布予定ですので、そちらをご覧ください。

※お手元に届かない場合は社協までご連絡ください。



歳末見舞金贈呈事業

贈呈金額：1世帯10,000円

各自での申請が必要です。（申請書は配布予定チラシの裏面にあります）

12月31日までに下記①～③の全てを満たし、A～Dのいずれかに該当する方が対象になります。

- ①厚真町にお住まいで、世帯員全員が道・町民税非課税であること。
- ②生活保護を受給されていないこと。
- ③世帯主が医療保険（被用者保険）の被扶養者となっていないこと。

- A. 世帯主が20歳未満の子を扶養している母（父）子世帯。
- B. 在宅で、下記の等級に該当する障害者手帳をお持ちの方がいる世帯。（身体Ⅰ・Ⅱ級、療育A・B判定、精神Ⅰ・Ⅱ級）
- C. 在宅で、特定疾患医療受給者証や特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方がいる世帯。
- D. 在宅で、要介護度3以上の家族がいる世帯。

おせち料理贈呈事業

お届け予定日：12月30日（木）※変更の可能性あり

地区担当民生委員が、該当予定者様へ確認にお伺いいたします。

厚真町にお住まいの12月31日までに71歳になる方で、家族が死
亡または入院等の理由により、継続して単独で生活されている方（町
内に実子が居住している場合を除く）が対象となります。

※歳末見舞金とおせち料理を重複してのお受け取りも
要件が合えば可能となっております。

お申し込み・お問い合わせは

厚真町社会福祉協議会（電話：0145-26-7501）まで

Thank
You

あたたかい善意に
感謝いたします



ご芳名はご本人から了解をいただいた方
のみ掲載しています。

福祉資金

松 永 和美子 様 (美 里)
沼 田 和 男 様 (本 郷)
山 下 須美子 様 (鹿 沼)
佐 藤 政次郎 様 (美 里)
中 島 広 幸 様 (富 野)
五十嵐 省 三 様 (札幌市)

合 計 270,000円 (6 件)

(令和3年6月1日~令和3年9月15日)

物品預託

北海道石油共同備蓄 (株)
北海道事業所 様 (苫小牧市)
苫東石油備蓄 (株)
苫小牧事業所 様 (苫小牧市)



北海道石油共同備蓄 (株) 様より

令和3年6月から、いきいきサポートサロンの送迎車が薄い紫色のバスになりました。「いきいきサポート事業」と書かれた看板や「厚真町社会福祉協議会」の文字、道内社協共通キャラクターでピンクの北海道がかわいい「ほっとちゃん」が利用者の皆さんの目印になっています。

これまでは少人数に分かれての送迎だったので、このバスだと曜日ごとの利用者さんが全員乗れることもあり、密を回避しつつも、行きも帰りも皆でにぎやか。大きいだけに、お迎えで家のすぐそばまで入って行けない場合もありますが、皆さんの

ご理解を得て運行させていただいています。

もとは町の循環福祉バスだった車両は、最大29人まで乗ることができますので、今後はいきいきサポートの送迎だけでなく、サロンや老連等の福祉団体、その他社協事業などでも活用していくことを考えています。



今号の一枚